

京都府要保護児童対策地域協議会の 設立について

京都府要保護児童対策地域協議会の設立について

1 設立の趣旨

児童虐待事案に広域的な対応が求められる中、市町村域を越えた関係機関の連携や情報共有を図り、併せて府内関係団体の虐待防止への組織的取組を強化するため、「京都府児童虐待防止ネットワーク会議」を母体として「京都府要保護児童対策地域協議会」（要対協）の設立を行うものです。

2 要対協の概要（児童福祉法）

- ▶ 要保護児童等への適切な支援を図るため、構成員が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容に関する協議を実施
- ▶ 構成員間で要保護児童等に関する情報交換、協議の実施
- ▶ 設置主体は地方公共団体（市町村・都道府県等）

3 京都府要対協設立の目的・効果

目的	<ul style="list-style-type: none">① 市町村域を越えて自治体、教育・医療機関等が情報を共有できる環境づくり② 参加団体の各組織内の虐待防止への積極的な取組を促進③ 児童虐待の未然防止に向け、関係機関が一体となって広報・啓発を行うことにより、各地域のネットワークづくりを活性化
----	--



効果	<ul style="list-style-type: none">① とりわけ、市町村域を越えた医療機関連携や、私立学校へ通学する要保護児童等の情報共有を行い、虐待の未然防止や早期発見の強化② 参加団体の代表者により構成されることから、団体内での虐待未然防止・早期発見への積極的な取組への充実③ 府内全域で虐待未然防止・早期発見に係る気運の醸成を促進
----	--

京都府要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 京都府内における児童虐待防止への組織的取組の強化に向け、要保護児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童等をいう。以下同じ。）に関する市町村域を越えた関係機関の連携、情報共有を図るため同条第1項の規定により、京都府要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取又は意見交換を行う。

- (1) 要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援内容
- (3) 児童虐待防止についての関係機関のネットワークの構築
- (4) 児童虐待防止についての諸施策
- (5) 児童虐待防止についての普及・啓発
- (6) その他児童虐待防止のために必要と認められること

(構成団体等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、構成員の指名する者のうちから構成員の会議において選出する。
- 4 会長は、協議会の議事を運営する。
- 5 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(関係機関等への協力要請)

第5条 知事は、法第25条の3の規定により第2条第1号及び第2号に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定により、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第7条 知事は、法第25条の2第4項の規定により、健康福祉部を要保護児童対策調整機関として指定する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

1 国又は地方公共団体（法第25条の5第1号）

京都地方法務局人権擁護課
京都府健康福祉部
京都府教育庁指導部学校教育課
京都府教育庁指導部社会教育課
京都府警察本部生活安全部少年課
京都市保健福祉局

2 法人（法第25条の5第2号）

一般社団法人京都府保育協会
社会福祉法人京都府社会福祉協議会
公益社団法人京都府私立幼稚園連盟
一般社団法人京都府医師会
一般社団法人京都府歯科医師会
公益社団法人京都府助産師会
公益社団法人京都府看護協会
一般社団法人京都私立病院協会
京都弁護士会
特定非営利活動法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ
特定非営利活動法人きょうとC.A.P

3 児童の福祉に関連する職務に従事する者（法第25条の5第3号）

知事が指定する者

学識経験者
京都府要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議代表
京都府児童福祉施設連絡協議会代表
京都府里親会代表
京都府民生児童委員協議会代表
京都府公立幼稚園長会代表
京都私立小学校連合会代表
京都府小学校校長会代表
京都府私立中学高等学校連合会代表
京都府中学校長会代表
京都府公立高等学校長会代表
京都府特別支援学校長会代表
京都府病院協会代表
京都府市長会代表
京都府町村会代表
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部代表
きょうと健康長寿推進府民会議代表
配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議代表

6家第66号
平成26年1月21日

宇治市要保護児童対策地域協議会会長様

京都府健康福祉部こども政策監修課

京都府要保護児童対策地域協議会への参画について
(依頼)

平素は京都府の児童福祉行政の推進に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府におきましては昨年12月に要保護児童の広域的な情報共有を図ること等を目的とし、京都府児童虐待防止ネットワーク会議を母体として、京都府要保護児童対策地域協議会を設立いたしました。

特に、医療、教育機関等の情報を市町村域を越えて共有することが、児童虐待の未然防止・早期発見の強化につながることから、今回府要対協を設立し、適切なルールの中で関係機関相互の情報交換、協議を進めていきたいと考えております。

つきましては、貴協議会におかれましては、当協議会設立の趣旨を踏まえ、構成員として御参画願います。

また、貴協議会の設置要綱（構成員の名簿を含む。）を添付の上、別紙承諾書を平成26年3月10日（月）までに御提出願います。

担当	健康福祉部家庭支援課 家庭福祉担当 吉田
電話	075-414-4582
FAX	075-414-4586
Eメール	s-yoshida74@pref.kyoto.lg.jp

平成26年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

(要対協名称)

(代表者職・氏名)

京都府要保護児童対策地域協議会への参加について

平成26年1月21日付け6家第66号で依頼のことについて、承諾します。